

## 令和7年度第10回 教育委員会会議 会議録

- 1 日 時 令和7年10月16日（木）9：30～9：38
- 2 場 所 教育委員会会議室 ハーバーセンター4階
- 3 出席者 福本教育長  
正司委員 今井委員 山下委員 本田委員 吉井委員
- 4 欠席者 なし
- 5 傍聴者 1名（一般1名・報道0名／報道0社）
- 6 会議内容

（福本教育長）

それでは、教育委員会会議を始めます。

本日は、議案3件、協議事項1件、報告事項1件です。まず、非公開事項についてお諮りいたします。議題のうち、教第36号議案については、教育委員会会議規則第10条第1項第4号により、社会教育委員及び法律又は条例に基づき設置する附属機関の委員の委嘱及び解嘱並びに任免に関する事項。協議事項25、報告事項1については、同項第6号により、会議を公開することにより、教育行政の公正かつ適正な運営に著しい支障が生じるおそれのある事項であって、非公開とすることが適当であると認められるものとして非公開したいと思いますが、御賛同いただけますでしょうか。

（賛同）

（福本教育長）

ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。

### **教第34号議案 令和8年度教職員の人事異動方針について**

（福本教育長）

教第34号議案、令和8年度教職員の人事異動方針について、事務局より説明をお願いします。

（平井教職員人事課長）

人事異動方針の構成につきましては、例年のものから変更ございません。まず、「はじめに」で、異動方針を定める趣旨を、次に、「基本方針」として、4項目を掲載しております。

「はじめに」のうち、主に1、2段落目では、第4期神戸市教育振興基本計画に基づき、教育委員会が目指す姿や、人事当局が人事異動案の調整等を行う上での観点を記載しております。

次に、「基本方針」についてですが、1. 学校園の組織力強化においては、(1)で全体最適の視点、(2)では主幹教諭について、(3)では管理職への登用、(4)では教科担任制及び学年チーム担任制について、(5)では特別支援教育の充実等に向けた校種間の交流について、(6)では加配、(7)では60歳以上の教員の配置について記載しております。

2. 教職員の計画的なキャリア形成の推進では、(1)において標準的な在籍期間、(2)では経験や能力等に応じた分担を定める旨、記載しております。

3. 若手教員の事務局等への配置、及び4. 教育事務職員の事務局等への配置を含めた、この教職員人事異動方針を10月31日より学校園に周知したいと考えております。

(福本教育長)

本件について、御質問等ございますか。

(今井委員)

内容的には特に異存はないのですが、基本方針の1. の(2)の主幹教諭について、以前から主幹教諭の学校間の偏在の解消や、主幹教諭が本来の役割を担えるようにということが言われてきたと思うのですが、やはりまだまだ道半ばというところなのか、今の実態等、少し教えていただけることがありましたら、お願ひできますでしょうか。

(濱田学校園人事総括担当課長)

主幹教諭は全校で配置が完了していますが、規模に応じて配置数の偏りがあるのが現状です。担っている業務を次の者に引き継ぐことを優先している部分もありますので、その辺りを徐々に解消している段階というところで言えば、まだ完了はしていないということになると思います。

(福本教育長)

方針全体について、特に変更した部分はありますか。

(平井教職員人事課長)

まず、「はじめに」のところで、第4期神戸市教育振興基本計画の言葉を明確に表現いたしました。これは学校現場でも非常に浸透している言葉ですので、人事異動方針においても分かってもらえるように修正したところが一番大きい点でございます。

(福本教育長)

よろしいでしょうか。

他に御意見がないようでしたら、採決を行います。教第34号議案を承認とさせていただいてよろしいでしょうか。

(賛同)

(福本教育長)

ありがとうございました。

それでは、次の案件に参ります。

**教第35号議案 神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則の一部を改正する規則について**

(福本教育長)

教第35号議案、神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則の一部を改正する規則について、事務局より説明をお願いします。

(日出嶋学校経営支援課長)

本件の改正点は2点でございます。

1点目は、鈴蘭台中学校の校区の一部地域を星和台中学校の校区に変更することを規則に反映させようとするものでございます。施行日は令和9年4月1日といたします。

2点目ですが、北山小学校の校区である押部谷町福住において、標記の誤りがあったことが判明したため、規則に反映させようとするものでございます。こちらにつきましては、公布の日からの施行といたします。

(福本教育長)

2点ありましたが、御質問等ございますか。

(正司委員)

今日の決定に至るまでに地元の方々へ様々説明をされてきたと聞いていますが、特に追加で出てきた御意見はございますか。

(日出嶋学校経営支援課長)

特に追加の御意見はお聞きしていません。施行日が令和9年4月1日ということになりますので、令和8年度につきましては、就学希望選択制を採用し、地域の方に選択いただ

けるような工夫をしながら進めていくこととしております。

(山下委員)

内容に関しては、特に異存ありません。

表記の誤りが判明したことに伴う改正について、ほかのところについても同じような誤りがないか御確認いただいたという理解でよろしいでしょうか。

(日出嶋学校経営支援課長)

はい。こちらの方で確認はしているところでございます。

(福本教育長)

よろしいでしょうか。

では、ほかに御意見がないようでしたら、採決を行います。教第35号議案を承認とさせていただいてよろしいでしょうか。

(賛同)

(福本教育長)

ありがとうございました。

公開案件は以上となります、教育委員の皆様から教育委員会会議で取り上げるべき事項について、御意見はございませんでしょうか。

それでは、本日の公開案件を終了いたします。

閉会 9時38分